## 社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会 活動計画推進·評価委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日 会 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会(以下「本会」という。) が平成17年3月に策定した「第二次東久留米市民地域福祉活動計画」の展開にあ わせ、活動計画推進・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置し、進捗状況 の点検・評価を行うことを目的とする。

(委員会の構成)

- 第2条 委員会は、下記の委員7名で構成し、本会会長がこれを委嘱する。
  - (1) 会長が指名する本会副会長

1名

- (2) 地域福祉活動計画改定委員会委員経験者 6名
- 2 この委員会に委員長1名及び、副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は、委 員の互選により選出する。

(任期)

- 第3条 委員会委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、活動計画の進捗状況と今後の課題について点検・評価し、その結果を会長へ報告する。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が必要に応じて召集する。
- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合、副委員長が代行する。

(関係者の出席要求)

第6条 委員会が必要と認めた場合は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(予算)

第7条 委員会に必要な経費は、本会が措置をする。 (庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会総務係で処理する。

付 則

1 この要綱は、平成18年7月20日から実施する。